

(記載要領)

1 本表は、歳出予算に基づき交付決定されたものについて事業年度ごと、関係事業(道路、離島、その他補助事業名(項))の区分ごと及び事業種別ごとに別業とする。

2 本表に記載する金額は { 承認額(上段) } の二段書をもって対照表示する。この場合、承認額は交付決定の対象となった事業費であり、
{ 実施額(下段) }

交付決定の変更を受けたものについては、変更後の事業費を記入する。なお、国土交通大臣又は地方整備局長等の承認を受けずに行った軽微な変更に係るものについては、備考欄に㊦と記載する。

3 事業の執行が2箇年度以上にまたがる場合の記載にあたっては、全体額を計上したうえその下行に執行年度別の内訳額を記載する。

4 他事業と合併施行した場合には、上段に全体額を記載したうえその下行に各事業の内訳を記載する。

5 図面対象番号は、交付申請書記載の図面番号をもって記載する。ただし、除雪事業、交通安全施設等整備事業及び維持事業については記入を要しない。

6 除雪事業、交通安全施設等整備事業及び維持事業については、路線名欄に道路種別(一般国道、主要地方道、一般地方道(維持事業)にあつては、一般国道、地方道))ごとに記載する(路線ごとの内訳は記載する必要がない。)

7 担当事務所名欄は、当該箇所の事業を所掌する事務所を記載する。なお、同一箇所を2事務所以上の事務所が所掌する場合は、全体額を計上したうえその下行に事務所別の内訳額を記載する。

8 一次、二次の別欄は、一般国道の二次については、道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令第2条第2項第2号に該当するものは2B、それ以外のものは2Aと記載する。

9 経費の配分、事業費、国庫補助金及び箇所数の計の計上は、一般国道、地方道及びその計の3区分について行い、箇所数の計は箇所欄に記載する。

10 着工・竣工年月日の記載は次表のとおりとする。なお、費目が複合している場合の着工年月日は最も早い年月日を、竣工年月日は最も遅い年月日を記入すること。

費 目 等	着 工 年 月 日	竣 工 年 月 日
本工事費、測量及び試験費等(施越工事を含む)	直営の場合：資材購入、または人夫雇傭等の日 請負の場合：請負契約日 委託の場合：委託契約日	完成検査日 同上 契約に基づく目的物の引渡日
用地費及び補償費	直営の場合：売買契約日 委託の場合：委託契約日	用地費については、移転登記完了日または土地の引渡日 補償費については、物件等の移転を確認した日 同上

11 特殊立法により補助(負担)率の高上げがあるものについては「奥地」等と、道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令第3条第1号の規定により国土交通大臣が指定する道路に係るものについては「基幹道」と備考欄に記載する。

12 いわゆる施越工事で実施したものは、備考欄に「施越」と記載する。なお、同一箇所で施越分を含む場合は、全体額を計上したうえその下行にその内訳を記載する。

また、同一箇所において、施越の承認が2箇年度以上にわたる場合は、さらにその内訳(立替施行については、備考欄への利子負担額の記載を含む。)を併記する。

13 発生物件に係る納付金がある場合は、備考欄に(発)と記載し、その売却額又は評価額を併記する。

14 事務費の精算方法は、事務費の支出済額(未了分を除く。)を一般国道、地方道別の各事業種別ごと(補助率が同率のものは、各事業種別及び一般国道、地方道の区分を要しない。)の事務費の承認額の持分割合により按分し、各々の箇所へ割掛けること(按分の結果、2以上の箇所で精算事業費が千円未満の端数がつくこととなる場合は、最終の承認額の範囲内において、1箇所だけに千円未満の端数をつける精算事業費とすることができる。)とする。